

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江4丁目24-10

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

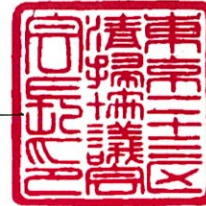
令和7年1月29日

中野区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
株式会社春江
J & T 環境株式会社
バイオエナジー株式会社
- 4 作業場所 中野区の区域内
- 5 許可期間 令和7年2月1日 から
令和9年1月31日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

閲覧専用